　令和3年10月12日

各関係機関・団体　各位

岡山労働局雇用環境・均等室長

改正育児・介護休業法の周知について（ご依頼）

　労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化による労働力人口の減少が続く中で、出産・育児による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できることが重要ですが、実際の育児休業取得率は、男女で大きな差が存在します。特に、男性の育児休業取得率は、令和２年度で12.65％と、近年上昇しているものの未だ低い水準にとどまります。

このような状況の中、改正育児・介護休業法（以下、「改正法」という。）が令和３年６月９日に公布され、令和４年４月１日から段階的に施行されます。改正法の施行に向けて、計画的に規定や職場環境の整備といった取組が必要であり、男女問わずワークライフバランスの取れた働き方ができる職場環境の実現が求められているところです。

つきましては、趣旨をご理解の上、添付のリーフレット（別添１　育児・介護休業法　改正ポイントのご案内）を掲示・配布、貴機関・団体の広報誌などへの記事の掲載（別添２　「広報文例」を参考資料として添付しております）により、周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

ご掲載の上はお手数ですが、別添３の広報記事掲載連絡票により当室へご連絡いただきたく、併せてお願いいたします。

なお、本リーフレット等、改正法の詳細や改正法に関する説明会やセミナーの開催については、以下に掲載しております。

　〇厚生労働省　育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

＜添付資料＞

* 別添１　育児・介護休業法　改正ポイントのご案内
* 別添２　広報文例
* 別添３　広報記事掲載連絡票

〒700-8611

岡山市北区下石井１-４-１　岡山第２合同庁舎３階

岡山労働局雇用環境・均等室

指導係　原田拓実

電話　086-225-2017　　　FAX　086-224-7693

E-mail　33kokin@mhlw.go.jp